

**平成28年度臨時福祉給付金の
受付期間を2月28日(火)まで
延長します**

消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されない方が対象です。

ただし、次の方は対象外です。
●平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など

●生活保護制度の被保護者
●支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき3千円

◆申請手続き

支給対象と思われる方に9月中旬に案内書と申請書を送付しています。申請書に必要書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効

2月28日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の受付期間を2月28日(火)まで延長します

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及ぶにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者の方に対して、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

◆支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、次のいずれかの年金について、平成28年5月分の受給がある方が対象です。

ただし、次の方は対象外です。
●高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された方

●支給決定までに亡くなられた方など

【対象となる年金】

- ① 国民年金法に基づく障害基礎年金 または 遺族基礎年金
- ② 昭和61年3月以前に受給権の発

生じた国民年金、厚生年金保険または船員保険の障害年金のうち障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の場合)は1～5級の年金

③ 共済組合などが支給する障害年金または船員障害年金のうち障害等級が1級または2級の年金

◆支給額

支給対象者1人につき3万円

◆申請手続き

支給対象と思われる方に9月中旬に案内書と申請書を送付しています。申請書に必要書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効

2月28日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

乗り方教室のご案内

土佐くろしお鉄道・高知西南交通バスサポーターズクラブでは、小学生のお子さんとその保護者を対象とした乗り方教室を開催しています。

第1回目は「列車」、第2回目は「バス」の乗り方教室でしたので、第3回目は「列車とバス」の乗り方教室を開催します。

応募方法など詳しくは各小学校からチラシが配布されますので、ご確認ください。

なお、応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。

◆日時 2月4日(土)

◆場所 土佐くろしお鉄道(株) 中村駅・宿毛駅

◆申込期間

1月10日(火)～1月20日(金)

○お問い合わせ

土佐くろしお鉄道・高知西南交通バスサポーターズクラブ事務局
(土佐くろしお鉄道(株)総務課内)

☎ 35-5240

